

新しい風ニュース

NO 261

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻299)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の寺町ともまさ 2015年1月24日
毎日、千件前後のアクセスがある私の日記(ブログ)は「**てらまち・ねっと**」で検索
HP・Webページは ⇒「**寺町ネット**」で検索 メールは ⇒ tera@ccy.ne.jp

今回のニュースでは、「大桑の国体跡地の利用」と「公共下水道の整備」のことを報告します。この続きで概要を説明し、右面や裏面で、答弁や状況を整理します。両方を照らし合わせて見ていただくと、より分かりやすいです。

《下水道＝市民には「3年以内接続」を要求⇔市は接続せず》

市が進めている公共下水道の整備のこと。市は、下水管の工事完了地域から順に、市民に「3年以内に下水に接続する」ことを要求しています。そうなのに、市役所庁舎や公園など市の施設の浄化槽は5年6年過ぎても、下水に接続していませんでした。誰が見てもおかしい話で、下水接続を市民にお願いすることなどスジ違い。

私は、この問題を一昨年H25年12月議会で一般質問。接続していないことは適切でないことを認めた市長は、急ぎよ、1億円以上の予算を組んで接続工事を進めました(H27年2月に完了予定)。工事費はいつ着手してもほぼ同じ金額。市民と同様に「3年以内」に接続していれば、4年目、5年目、6年目の浄化槽の維持費は全く必要のなかった支出。その損害額の合計は1300万円以上。私は、「下水接続を怠ることの違法確認」と「4年以上接続しないことで生じた浄化槽の維持費1300万円ほかの損害は、市長個人が市に返還すること」を求めて、住民監査請求し、岐阜地方裁判所で住民訴訟を行っています。・・・この続きは裏面をどうぞ。

12月議会の一般質問 大桑・椿野の国体跡地の利用

ニュース258号で、一般質問の通告文の概要を紹介しました。そのうち、市民に大きく影響する可能性のある大規模計画について報告します。

《国体跡地の利用＝動く人がいるのに、答弁は中身なし》

12月議会の一般質問の関係では、「大桑・椿野の国体跡地の利用」のこと。この約6万㎡の一角は、もともと梶原元知事が「まるごと福祉健康村」を作ってはどうかと提案したものの、それが行き詰まりました。次に「地球環境村」という「ごみ処理施設計画」が進められましたが、地域や市民の反対が強く中止に。その後、市が約9億1500万円で購入し、進展のないまま、国体馬術競技に使われ、現在に至っています。昨年「次の利用」のことで動いている業者らや、情報を協議する公職関係者らもいるようなのに、市長の議会答弁は「通りいっぺん」でした。

《大桑・椿野の国体跡地の利用》

(H26年12月16日議会)

《問・寺町》大桑・椿野の国体跡地に関して、工業団地的な用途への転換の声も根強い中、市が進めている「(仮)福祉健康広場整備事業」について問う。

工業団地的な用途への転換の場合の手続きや収支はどのようなか。

《答・市長》 「用地」は、以前に土地開発公社が取得し、平成20年度に福祉と健康をテーマとした公園整備を事業目的として、合併特例債により市が買い戻しを行った6万0979㎡の土地であり、用地の取得をするための事業目的があくまでも公園整備であることから、合併特例債の性質上、他の事業には転換できない。公園整備としての事業目的を変更することは困難であることから用途の転換は考えておらず、その手続きや収支についても検討は行っていない。

《問・寺町》 計画の概要、経費、市民の意見の反映のスケジュールはどのようなか。

《答・市長》 公園計画の全体的な概要などは検討中で、国体の馬術競技場として整形された部分を有効的に利用した公園と+して、市民のご意見やご要望をいただきながら、財政的に過度な負担とならない事業として公園整備を進めたい。

《積極的な市民参加の体制で計画を作りあげていく時代》

【寺町のコメント】 「計画を作るのに、市民参加はどうしていくのか」との質問にも明確な答えはなし。その後確認すると、新年度に地域の役員に説明していく旨。

今までの議会答弁を振り返ると、「馬術競技場をそのまま残し、運動公園として少年サッカー、グランドゴルフさらにゲートボール場として管理したい」、「庁内にプロジェクトチームを組織した上で、市民の皆様へ周知を図り、幅広い御意見と御理解をいただきながら、適切な整備を行ってまいりたい。」など。

ここまでのイメージや一部の予算がありながら、市民に投げかけがないことは、私には理解できません。「積極的な市民参加の体制で計画を作り上げていく」という自治体が増加する中で、行政や一部関係者主導の山県市の行政手法は、時代遅れ。

《次のニュース は 2月10日(火) の 予定》

次の262号は、2月9日(月)が休刊日なので10日(火)に新聞折込、インターネットのブログ「てらまち・ねっと」には9日(土)掲載。なお、前々号259号では「2015年4月の市長選挙についての私の考え」などをまとめました。見逃した方はブログの「2014年12月27日」をご覧ください。

名古屋で開催 「市民派議員になるための選挙直前講座」

《第1回》 市民型選挙の手法～選挙で伝える政策、スタンス、ハート

《第2回》 選挙の流れを理解し、勝つ選挙をイメージする～準備から選挙本番

2015年2月14日(土)、3月7日(土) 会場:ウイルあいち(名古屋市)

※他の自治体の方で、政党と関係なく活動したい人があれば、お伝えください

《公共下水道供用開始後、市民には「3年以内接続」を要求》

平成25年12月議会 一般質問（12月11日）

《問・寺町》 私が議員になった20年ほど前のころ、当時の高富町は、高富・富岡地区の下水整備計画として、「300億円の経費、30年で下水整備完了」という案をつくっていた。私は、個別の合併浄化槽が経済的で、広域の公共下水は多額の経費が大幅に高くなるから望ましくないと主張した。その他、住民の皆さんの意見もあり、結局、町は約1000万円の計画変更の委託費を用いて、「170億円の経費、15年で下水整備完了」と経費を減額し、かつ、早期完成の計画に修正した。そして10年前のH15年に事業をスタートさせ、あと5年で完了する。

山口市は、公共下水の管路工事が完了した地域の順に、そのエリアの市民には、供用開始から3年以内に下水へ接続することを求めている。経済的に苦しい世帯にも高齢世帯も例外なく求めている。しかし、接続率が悪く約35%である。

《しかし、市の9施設は、4年以上経過しても接続せず》

公共施設の浄化槽の10件は未接続で、うち9件は、地域の下水供用開始後4年から6年も経過している。しかも、今後の接続計画すらない。

《答・副市長》 公共下水道域内にある本庁舎や学校施設などの公共財産28施設のうち、合併浄化槽または単独浄化槽18施設が下水道への接続を完了し、未接続施設は10施設である。公共施設の接続率は64.3%となっているのが現状。

《問・寺町》 下水道法は第10条で、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく下水を公共下水に流入させる排水管を設置しなければならないとし、11条の3は、3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないとしている。遅滞なくの意味は、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行わなければならない、である。どう緩く見ても、許容は3年が限度と解釈するしかない。

市の公共施設が3年を経過しても、下水に接続していない事実は、違法だ。

《答・副市長》 下水道法第10条に、下水道が供用された場合には、特別な事情がある場合を除いて排水設備の設置義務が規定されていることは知っている。未接続の現状は好ましい状態ではない。

《未接続で、毎年約460万円もの損害が市に発生した》

《問・寺町》 未接続の9つの合併浄化槽の年間の維持費は約990万円、接続したときの下水使用料予測は約530万円。よって、明らかに未接続によって毎年約460万円もの損害が市に発生している。10年なら約5000万円の損害となる。

《答・副市長》 費用の比較のみ捉えて判断できないが、議員御指摘のとおり、排水設備の未設置が怠る事実として住民訴訟とならないよう、排水設備の未接続の施設について、本市、し尿処理業者と岐環協の3者で十分な協議を行ってまいりたい。

《再質問・寺町》 市の下水道条例第4条は、「排水設備を設置すべき者は、3年以内に排水設備を設置しなければならない」と定め、下水道法より単純明快、厳格だ。

《答・副市長》 法的には合併浄化槽についても排水設備の設置義務があるので、未接続の状態は適当ではない。

《市長答弁 = 排水の設備の未接続は適切ではない》

《再々質問・寺町》 未接続4年以上の9施設の規模は約1500人分の施設。このうち最大がこの市役所の庁舎の合併浄化槽で、半分の775人槽。しかも、この庁舎のすぐ東側には市の下水の全体の処理施設があるので、接続も一番容易な位置関係にある。そうなのに、6年も未接続の状態が続いている。市長は、下水道法、市の条例について違法であると考えているのか、否か。

《答・市長》 下水道法及び市条例において、排水の設備の未接続は適切ではない。

市の公共施設の合併処理浄化槽／4年以上の下水道未接続の状況／改善状況

施設名	市役所本庁舎	げんき広場(西)	有線テレビ局	美里会館	子どもげんきはうす	げんき広場(東)	共和町いこい広場	高富小学校	富岡小学校	合計
浄化槽の規模(人)	775	96	38	20	50	96	96	213	210	1594
地区の供用開始年度	H20	H20	H21	H22	H22	H20	H20	H22	H22	
H26年3月の接続状況	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H26年度中に接続
供用開始後の年数	6	6	5	4	4	6	6	4	4	
4年以上未接続の損害額合計(千円)	10563	庁舎に含む	618	119	572	庁舎に含む	2208	-594	-72	13414
当該エリア接続率(%)	H25.3月末	29.0	29.0	39.8	23.9	23.9	29.0	29.0	23.9	23.9
	H26.10月末	32.2	32.2	43.6	28.5	28.5	32.2	32.2	28.5	28.5
住民訴訟のあとに接続(完了または予定)	H27 1月	H26 12月	H26 10月	H26 11月	H27 1月	H26 12月	H26 8月	H27 2月	H27 2月	

《4～6年もの未接続で生じた損害は 市長個人で弁償を》

【寺町のコメント】 H25年12月議会で、以上のような議論をしました。事情で接続しがたい市民個人の皆さんはともかく、市民の貴重な税金を原資として、年間200億円以上の予算を動かす市が、未接続を放置することは許されません。

翌1月以降、急ぎよ、新年度予算に6施設の接続分1609万円を計上しました(議会議事録)。私は、6施設とはいうものの下水接続で処理できる規模は1/4程度であり、このまま残りが放置されたら、損害はますます増えると心配し、住民監査請求しました。当時の監査委員(現在の議長ら)は「市の未接続を追認」したので、5月に岐阜地方裁判所に住民訴訟を提起しました。市は、6月議会で、残る市庁舎の大規模な分なども含めた4施設を接続する予算を組みました。接続のための工事費、浄化槽の撤去費用、その他の関連費用の合計は1億2165万円(議事録)。

本当は、この下水接続の諸費用を、市民同様「3年以内に接続」するために、当時ちゃんと予算化していれば、4年目以降の損害額の合計1300万円以上は発生していません。市長の「接続する」決断ひとつで、損害の発生は防げました。その損害は、職員の責任でなく、議会で問題にされるまで漫然と未接続を放置したトップ＝市長の責任は明らか。当然、市長個人の財布のお金で市に弁償すべきなので、裁判所に訴えています。違法に、無駄遣いされた市民の税金を取り戻すために。